

弁できませんが、BNCTの仕組みは確立され、中性子発生装置の開発も日本は最先端を走っています。

④ BNCTの実用に至っては、津山中央病院との連携も想定するが、ほかにも民間事業者の協力や資本導入もあるか。

どこが主体で運営するかわかる度合いも判断できませんが、適切な判断に努めます。

★産業の振興について①地域特産物の育成は。

水田を活用した、いちご・うど・ほうれん草・生姜・大豆・小麦・なす・アスパラ・リンドウなど作付けに対する補助を行い奨励しています。

今後は他地域とは違う町独自の作物や加工品等も含め検討します。

②官民協働によるどぶろく特区の申請を。

民間事業者等による特区計画案の提案や相談があれば検討します。

★人口減少対策への検証と改善について①問題克服のための検証は。

平成29年11月に行政評価部外部評価委員会、自然減対策や社会減対策など15項目を、主に平成28年度取り組んだ事業とそれぞれの重要業績評価指標について、28年度末までの実績を説明し、各委員から意見をもらっています。

重要業績評価指標の目標値に未達成の項目もあり、この検証結果をもとに、人口減少問題を克服し、町が発展するよう、来年度以降の事業に取り組みます。

②女性起業家育成のためのセミナー等の開催は。

女性に限らず、平成28年度の起業セミナーは、参加者4人の内、2人が女性でした。起業の相談に女性も多く来られます。

女性の就業率の向上促進、就業能力の向上は、取り組めていない状況です。

★緊急災害について①危険水位が見える取り組みは。

町内主要河川の吉井川流域、香々美川流域、旭川流域に各2箇所ずつ、合計6箇所河川監視カメラを設置し、水位状況等の確認を行っています。この情報は、町のホームページ、有線テレビの気象チャンネルで確認できます。

②緊急放送があるが、高齢者や一人暮らしにもわかりやすい仕組みが必要では。

音声告知放送、安全安心ががみの情報メール、有線テレビ及び町ホームページで情報提供をしています。音声告知放送が主な伝達手段である現状で、高齢者等にも正確でわかりやすい情報伝達をこころがけます。

③防災講演会を地区単位で開催しては。

今年度は大学教授の講演と自

治会役員の災害体験談を全町民を対象に実施する予定です。専門講師は日程調整、予算、それ相応の聴講者数の確保も必要になるため、町職員等による出前講座の活用を検討ください。

★相次ぐ不祥事について①ここ10年間の新聞報道による不祥事と対応は。

6件で、酒気帯び運転、香典返し寄付金・放課後児童クラブ保育料紛失、交通死亡事故、公金横領、準強制わいせつで、地方公務員法と町職員の懲戒に関する条例や規則や要綱により処分しています。処分者が確定していない事件は処分できていません。

②不祥事の止まらない理由と公正平等に処分はできているのか。

再発防止へ今後も職員へ綱紀粛正を徹底します。
公正・平等に処分しています。

③準強制わいせつで逮捕された職員は口頭による厳重注意で12月より職場復帰したが訓戒処分にも値しないのか。

不起訴となり鏡野町職員懲戒審査会で町職員懲戒処分の基準に関する要綱により処分を決定しました。

④過去に逮捕もされず流用した現金も戻した職員が懲戒免職になったがその理由は。

鏡野町職員懲戒処分の基準に関する要綱に基づき処分を決定しました。

⑤この処分が前例となるのか。
前例とはなりません。

⑥香典返しの寄付金を紛失した事件は、犯人が職員と判明した場合懲戒免職になるのか。

確定した場合はなります。

⑦議会に受付者が不明と報告があったが、受付記憶のある職員は上司へ報告したことが確認できた。嘘の謝罪を。

最後に受付入金をした職員が判明していない見解です。警察の捜査開始後は町としてコメントは控えています。嘘をついているわけではありません。

★まちづくりについて①第2次総合計画の28年度の達成状況の評価はいつしたのか。

平成29年8月に行政評価部外部評価委員会が検証し、9月に庁内の施策評価会議を行い、その評価結果をもとに9月20日に経営会議で翌年度の経営方針を決定しました。その方針に基づき、各担当課が平成30年度の当初予算案を作成します。

②総合計画の成果指標項目や現状値、目標値と公表している施策評価シートと相違があるのは何故か。

施策評価シート作成時期には前年度の数値が確定しない項目があり、前々年度の数値を記載したものがありますが、多くは、施策評価シートの平成26年度の現

状値と目標値に記載誤りがあり、至急訂正します。

③かがみの創生総合戦略の評価の達成度や見直しの公表は。

1月に公表します。

④鏡野町輝くまちづくり条例の目的や理念はどのように活用されているか。

総合戦略や総合計画を策定の際は、町民へのアンケート調査、地域づくり協議会、農業関係者、女性等との懇談会を行った後に、各種団体の代表者、学識経験者等で構成する計画策定委員会等計画を策定しました。計画案ができあがった後にパブリックコメントを実施し、最終の計画としています。

⑤地域再生計画が多くあるが、議会には参画要望も内容説明もないが。

地域再生計画は、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金等の申請のため作成した計画です。今後は計画書を作成した際には、議会に説明します。

⑥町政に誰でも参画できる施策を。

それぞれの委員会設置要綱等で掲げられている代表者等が委員です。委員を選定する際に公募方式ですが、残念ながら応募は少ない状況です。今後も公募委員の募集、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針となる計画は、町民の意見を聞く場が必要と考えます。